

令和6年11月1日
島根県商工労働部中小企業課
金融係（担当：門脇、陶山）
TEL：0852-22-5881

「高病原性鳥インフルエンザ」に係る 中小企業特別相談窓口の設置について

令和6年10月31日に大田市内において確認された高病原性鳥インフルエンザにかかる県内中小企業者への影響が懸念されることから、令和6年11月1日に特別相談窓口を設置し、関連中小企業者からの相談に対応することとしました。

記

1 窓口設置機関（35機関40箇所）

- ・各商工会議所、各商工会、島根県商工会連合会（本所及び石見事務所）
- ・島根県中小企業団体中央会
- ・しまね産業振興財団（本所及び石見事務所）
- ・島根県信用保証協会（本店及び各支店）
- ・島根県（中小企業課及び西部県民センター商工観光部）

※島根県 HP に各窓口の連絡先等を掲載しています

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/yuushi/toriinnhurumadoguti.html>

※相談対応時間は、各窓口の営業時間です

2 相談対応内容

「高病原性鳥インフルエンザ」による経営への影響

例）取引先や自社の支店、営業所等への影響、資金繰り悪化等

3 設置日

令和6年11月1日（金）（設置期間は当面の間）